

京都市訓令甲第25号

市立大学

京都市学長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

別表芸術大学学長の項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。

(10) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。

別表課長（美術学部・音楽学部教務課長を除く。）の項中「（美術学部・音楽学部教務課長を除く。）」を「及び芸術大学の事務室事務長」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関するこ。

(6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関するこ。

別表芸術大学の美術学部・音楽学部教務課長及び事務室事務長の項中「芸術大学の」を削り、「事務室事務長」を「芸術大学の事務室事務長」に改め、同項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号及び第7号を削る。

別表看護短期大学学長の項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関するこ。

(12) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。

別表看護短期大学事務室事務長の項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。

(12) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)